

## 第6章 会計

### 第16条

本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日とする。

### 第17条

本会の年間収入は以下のものに分けられる。

1. 入会費
2. 年間会費
3. 本会に認められた助成金
4. その他、本会にもたらされるあらゆる種類の財源

### 第18条

理事長は毎年度見通し予算を4月以前に作成しなければならず、この予算は定時総会で承認され、フランス本部に報告される。

## 第7章

1. 入会金の20%および年会費の10%がフランス本部に支払われる。
2. メダル等の支給は日本支部の要望に応じ、フランス本部により行われるが、フランス本部は原価での支給を約定する。
3. フランスチーズ鑑評騎士の精神にのっとる会則の作成、あるいはその変更はフランス本部の承認を受けなければならない。内規に関しても、その実施に先立ち、これと同じ条件が課されるものとする。
4. 毎年日本支部はフランス本部に以下の文書を届けなければならない。
  - 1) 活動の報告書
  - 2) 財務の報告書
  - 3) 日本支部が自ら設定する将来の方針または目的の報告書

### 内規

会則第1章第5条にのっとり日本支部は以下の如く内規を定める。

#### 第1条 会員が負う義務

会員となるためには会則第7条1に定められてあるように、すべての入会希望者は以下の手続きを行わなければならない。その後さらに日本支部理事会の推薦を受け、フランス本部がディグヌス・エントラーレ（入会に値する）と認定した者でなければならない。

1. このために、入会希望者は、理事1名を含む会員3名の後見人の推薦文を伴ったカリキュラム・デュ・タスト・フロマージュ（チーズ鑑評履歴書）を記入した入会願いを提出しなければならない。
2. 日本支部理事会が入会を認めたと、同理事会は入会希望者がどの位階に配されるかを決定する。
3. 入会許可と会の位階授与の通知後ただちに新会員は入会費と年会費を支払うものとする。

#### 第2条 入会費と年間会費

1. 会への入会が認められたものはただちに入会費および年間会費を支払わなければならない。
2. 入会費 25,000円

入会費にはフランスチーズ鑑評騎士の会にバッジ、メダル、入会を証する賞状等の費用が含まれる。退会または除名の場合は入会費の返還はしないものとする。

3. 年間会費 10,000円

入会の期日にかかわらず入会の年の会費は1年分払われるものとする。

4. 昇進により高位に進む場合、メダルの費用は最初の位階授与と同額であり、フランス本部により昇進を認める発表があったあと、ただちに支払われるものとする。
5. 入会費額および年間会費額は、毎年日本支部理事会が決定し、総会で承認されなければならない。

#### 第3条

会員は本会への入会を認められた最初の年から、理事会に対して、フランスチーズ鑑評騎士の会入会希望者を紹介できる。

#### 第4条

会則第2章第7条4)に定められたごとく、本会の会員は会の称号を個人の営業目的のために利用しないことを約定する。

#### 第5条

位階授与式に続き懇親会が催される際、そこにはできるだけ多くの原産地統制名称（AOC）チーズからなるフランスチーズが最低75%含まなければならない。